

開する。また介護の必要な人々の支援に関する事業を行い、社会全体の公益に寄与する事を目的とする。

**熊本県公告第565号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成15年8月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイヤモンドシティ熊本南ショッピングセンターイーストランド  
熊本県下益城郡小川町大字河江字江端121番1
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（変更）

変更前	株式会社ニシムタ	
	鹿児島県鹿児島市与次郎十丁目10番1号	代表取締役 西牟田明雄
変更後	株式会社ホームワイド	
	大分県大分市大字下郡3291番地の1	代表取締役 時岡 晤
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（追加、空きスペースに入居）

株式会社ユナイテッド・フレグランス・オブ・インターナショナル	
青森県弘前市表町2番11号	代表取締役 佐藤 泰
株式会社南九州デジタル	
鹿児島県鹿児島市中山町6番地2	代表取締役 櫻木武夫
- 3 変更の年月日  
平成15年6月27日
- 4 変更する理由  
小売業者入替えのため
- 5 届出年月日  
平成15年7月11日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局振興調整室  
平成15年8月6日から平成15年12月5日まで